

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四

第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件

○環境省告示第十一号（平成三十年三月十三日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- イ 氏名又は名称 九竜産業株式会社
- ロ 住所 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目一番八十二号
- ハ 代表者の氏名 代表取締役 吉迫 徹

二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所

- イ 福岡県北九州市小倉北区西港町六十四番一
- ロ 福岡県北九州市小倉北区西港町六十四番四
- ハ 福岡県北九州市小倉北区緑ヶ丘三丁目百十二番一
- ニ 福岡県北九州市小倉南区高野六丁目千三百二十一番
- ホ 長崎県大村市寿古町五百五十五番十四
- ヘ 大分県大分市大字一の洲一番二
- ト 大分県佐伯市大字海崎字引場鼻二千三百三十番

三 無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設

四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが 塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五 申請年月日

平成三十年二月七日

六 縦覧場所

- イ 環境省環境再生・資源循環局廃棄物税軸課
- ロ 九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
- ハ 九州地方環境事務所福岡事務所廃棄物・リサイクル対策課
- ニ 福岡県環境部廃棄物対策課
- ホ 北九州市環境局環境監視部環境監視課
- ヘ 長崎県環境部廃棄物対策課
- ト 大村市市民環境部環境保全課
- チ 大村市福重出張所
- リ 大村市松原出張所
- ヌ 大分県生活環境部循環社会推進課
- ル 大分県南部保健所
- ヲ 大分市環境部産業廃棄物対策課
- ワ 大分市市民部鶴崎支所
- カ 佐伯市市民生活部環境対策課